

高松市営墓地・墓地公園使用者募集要項（先着順）

※郵送又は持参により受け付けます。

使用者の資格要件については、特に注意してお読みください。

もくじ

ページ

1	申込みから使用開始までの主なスケジュール	2
2	使用者の資格要件	3
3	申込方法	3
4	使用許可申請・資格審査	4
5	使用料・清掃手数料の納入	4
6	使用許可証の交付	4
7	墓地・墓地公園の所在地等	5～9
8	墓所使用上の基準等	10
9	申込書	巻末

【問い合わせ先】 〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号
高松市役所 11階 市民やすらぎ課 墓園係
TEL 087-839-2273

令和5年6月

公募に付した墓所のうち、使用者の決定していない墓所について、次のとおり先着順で墓所使用者を募集します。

「先着順」とは、墓所使用の申込みのあった順に使用者を決定する方法のことです。

1 申込みから使用許可までの主なスケジュール

※処理期間は約1か月です。



2 使用者の資格要件

次の資格要件を満たしていない場合は、使用許可を受けることができませんので、御注意ください。

《資格要件》

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 埋蔵すべき焼骨を所持していること。
- (3) 焼骨の祭祀を主宰すべき者であること。（「祭祀を主宰すべき者」とは、「親族の合意の下に、葬儀の喪主あるいは法事の施主を務めるなど、現在その焼骨をお守りしており、なおかつ、将来にわたって焼骨及び墓所を守り、管理していく立場にある者」をいいます。）
- (4) 現に市営墓地・墓地公園に墓所の使用権を有していないこと。

ただし、現在使用中の市営墓地・墓地公園の墓所を返還し、改葬する場合は、使用権を有していないものとして取り扱います。

3 申込方法

申込書（巻末の用紙を必ず御使用ください。）に必要事項を記入し、市民やすらぎ課へ郵送又は持参により、お申し込みください。

《申込みに当たっての注意事項》

- ・ 申込みは、資格のある方1人につき1通限りです。次の場合は、不適正な申込みとしてすべての申込みが無効となります。
 - (1) 同一人が複数の焼骨で申し込んだ場合
（例、子が父の焼骨で1通、母の焼骨で1通それぞれ申し込んだ場合等）
 - (2) 複数の方が同一焼骨で申し込んだ場合
（例、兄・弟が父の焼骨でそれぞれ申し込んだ場合等）
 - (3) その他、これらに類すると認められる場合
- ・ 申込書受付後は「申込者」「死亡者（焼骨）氏名」等の変更をすることはできません。
- ・ 「高松市営墓地・墓地公園使用申込書（先着順）」（巻末）以外の用紙による申込みは、無効です。
- ・ 申込書の記載内容が不明確な場合（記入漏れ等）は、無効となります。不明な点がありましたら、必ず市民やすらぎ課までお問い合わせください。

4 使用許可申請・資格審査

使用予定者に決定した方について、使用資格の有無を確認するため、書類審査を行います。墓所使用許可申請書（使用予定者決定通知時に同封します。）に次の書類を添えて、市民やすらぎ課まで郵送又は持参により提出してください。

使用予定者決定の通知文に示す提出期限までに必要書類が提出されない場合は、失格となりますので御注意ください。

提出いただく審査書類

- (1) 住民票の写し **（本籍地記載のある、交付の日から3か月以内のもの）**
 - (2) 埋火葬許可証（原本）又は改葬許可証（原本）
 - (3) 死亡者と申請をする者との続柄を証明する書類（戸籍謄本等）
 - (4) 祭祀を主宰すべき者であることを証明する書類
- ※ (1)については、申請者本人の住民票の写しを提出してください。
- ※ (4)については、遺言書・親族の同意書・申請者が喪主であることを確認できる葬儀の領収書等（喪主及び故人の記載のあるもの）を提出してください。

5 使用料・清掃手数料の納入

書類審査で資格があると認められた方には、審査結果の通知にあわせ、使用料及び清掃手数料の納入通知書兼領収書を同封します。（清掃手数料は、納入が必要な墓地・墓地公園のみ同封します。）

納期限までに納入されない場合は、辞退されたものとして取り扱います。

- ※ 清掃手数料は、共用部分（通路、植栽等）の清掃等に係る費用であり、区画内については、各使用者による管理となっていますので、清掃や除草をお願いします。
- ※ 納入した使用料及び清掃手数料は、返還することができません。（ただし、使用許可を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に墓所を使用することなく返還した場合に限り、申請により、既納の使用料の2分の1の額を返還します。なお、清掃手数料は返還できません。）

6 使用許可証の交付

使用許可証は、使用料等の納付を確認後、交付いたしますので、市民やすらぎ課に使用料等の納入通知書兼領収書を御持参ください。

使用許可日は、使用料等の納期限の日の翌日となります。

- ※ 墓碑等の建立は、使用許可日以降に行ってください。（『8 墓所使用上の基準等』を確認してください。）
- ※ 使用許可を受けた日から墓碑等を建立せず、3年を経過したときは、高松市墓地公園条例及び高松市墓地条例に基づき、使用許可が取り消される場合がありますので、御注意ください。

7 墓地・墓地公園の所在地等

高松市の市営墓地・墓地公園は次のとおりです。
募集区画（墓所）は随時変動しているため、詳しくは市民やすらぎ課までお問い合わせください。

すりぼちだにぼち 摺鉢谷墓地

所在地	高松市宮脇町二丁目37番16号
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	165,000円

みやわきちょうぼあがいけぼち 宮脇町姥ヶ池墓地

所在地	高松市宮脇町二丁目996番地
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	90,000円

ぼあがいけひがぼち 姥ヶ池東墓地

所在地	高松市宮脇町二丁目10番56号
施設	水汲み場、トイレ
使用料（1㎡当たり）	189,000円

しうんぼち 紫雲墓地

所在地	高松市宮脇町二丁目994番地25
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	90,000円

みねやまぼち 峰山墓地

所在地	高松市西宝町二丁目844番地43
施設	トイレ、水汲み場
使用料（1㎡当たり）	90,000円

ほんもんいんぼち 本門院墓地

所在地	高松市西宝町二丁目4番4号
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	90,000円

やなぎんまいぼち 柳三昧墓地

所在地	高松市桜町二丁目17番3号
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	90,000円

くすがわぼち
楠川墓地

所在地	高松市上福岡町2003番地7
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	90,000円

おきまつしまぼち
沖松島墓地

所在地	高松市福岡町四丁目35番20号
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	90,000円

やけのぼち
焼野墓地

所在地	高松市牟礼町大町626番地
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	2,000円

きたざんまいぼち
北三味墓地

所在地	高松市牟礼町大町985番地
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	A地区 2,000円
	B地区 60,000円

みなざんまいぼち
南三味墓地

所在地	高松市牟礼町大町1005番地
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	2,000円

やせがはらぼち
焼背ヶ原墓地

所在地	高松市牟礼町大町2420番地
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	2,000円

あぶんだぼち
錠田墓地

所在地	高松市牟礼町大町2442番地1
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	A地区 2,000円
	B地区 40,000円
	C地区 70,000円

たんぞうぼち
丹僧墓地

所在地	高松市牟礼町大町2560番地
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	2,000円

はまざんまいぼち
浜三昧墓地

所在地	高松市牟礼町原210番地6
施設	駐車場、水汲み場
使用料（1㎡当たり）	A地区 2,000円
	B地区 35,000円
	C地区 60,000円

のこはなぼち
鋸ノ鼻墓地

所在地	高松市牟礼町原1515番地
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	2,000円

さいりんじぼち
西林寺墓地

所在地	高松市牟礼町牟礼917番地2
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	2,000円

おかやまぼち
岡ノ山墓地

所在地	高松市牟礼町牟礼1307番地
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	2,000円

たいぼち
田井墓地

所在地	高松市牟礼町牟礼1587番地9
施設	水汲み場
使用料（1㎡当たり）	70,000円

まついだにぼち
松井谷墓地

所在地	高松市牟礼町牟礼1701番地1
施設	駐車場、水汲み場
使用料（1㎡当たり）	A地区 2,000円
	B地区 20,000円
	C地区 50,000円
	D地区 70,000円
	E地区 70,000円
	F地区 147,000円

くづぼち
久通墓地

所在地	高松市牟礼町牟礼3442番地14
施設	駐車場、水汲み場
使用料（1㎡当たり）	A地区 2,000円
	B地区 30,000円

きたむらきょうどぼち
北村共同墓地

所在地	高松市庵治町1443番地
施設	トイレ、駐車場、水汲み場
使用料（1㎡当たり）	85,000円

あきのぼちこうえん
浅野墓地公園

所在地	高松市香川町浅野2845番地
施設	トイレ、駐車場、水汲み場
使用料（1区画当たり）	500,000円
清掃手数料（5年ごと）	15,650円

にいおおたにこうえんぼち
新居大谷公園墓地

所在地	高松市国分寺町新居223番地1
施設	駐車場、水汲み場
使用料（1区画当たり）	350,000円
清掃手数料（5年ごと）	5,150円

かわにしこうえんぼち
川西公園墓地

所在地	高松市国分寺町新居3845番地1
施設	水汲み場
使用料（1区画当たり）	295,000円
清掃手数料（5年ごと）	5,150円

へいわこうえんぼえん
平和公園墓園

所在地	高松市三谷町2851番地1
施設	管理事務所、トイレ、駐車場、水汲み場、芝生広場
使用料（1㎡当たり）	100,000円
清掃手数料（5年ごと）	4㎡ 11,000円
	6㎡ 16,500円

※ 合葬式墓地を御希望の場合は、「高松市平和公園合葬式墓地募集要項」によりお申し込みください。

むつめこうえんぼえん
六ッ目公園墓園

所在地	高松市国分寺町福家乙39番地1
施設	管理棟、トイレ、駐車場、東屋、展望所、パーゴラ、水汲み場
使用料（1㎡当たり）	150,000円
清掃手数料（5年ごと）	10,200円

8 墓所使用上の基準等

墓所における埋蔵施設等は、次の基準に従って設置してください。

墓碑建立の際は、着工前に「墓所における工事着工承認申請書」を、工事完了後に「墓所における工事完了届」を市民やすらぎ課に必ず提出してください。

なお、各墓地の高さ制限は、地盤面（通路）からの高さです。

<平和公園墓園以外>

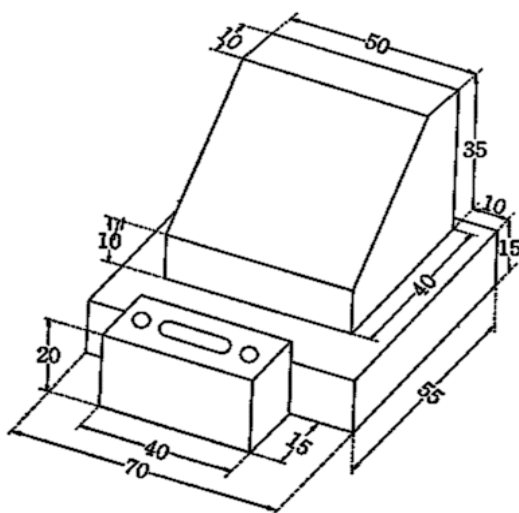
- (1) 墓碑の数は1基とし、高さ2メートル以内とすること。
 - (2) 盛土による設備の高さは、0.3メートル以内とすること。
 - (3) 囲障設備の高さは、1メートル以内とすること。
 - (4) 門柱及びこれに類する設備の高さは、1.5メートル以内とすること。
- ※ 浅野墓地公園は、墓の向きを南向きにすること。
- ※ 六ッ目公園墓園は、墓碑及び墓標以外の設置をしないこと。
- ※ 区画内の使用できる範囲については、墓地により異なりますので、市民やすらぎ課までお問い合わせください。

<平和公園墓園>

- (1) 墓碑及び墓標以外の設備を設置しないこと。（灯籠立て・塔婆立て等は、設置できません。）
- (2) 墓碑及び墓標は、規格に従って設置すること。
- (3) 工事完了後は、平和公園墓園管理事務所職員による検査検収を受けること。

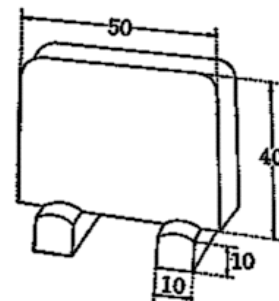
墓碑の規格

単位 センチメートル



墓標の規格

単位 センチメートル



(注) 墓碑台石の後面は、墓所縁石から50センチメートルとする。

<各墓地・墓地公園共通>

- (1) 墓所内に植木等の植栽はしないこと。
 - (2) 墓所内の整地は、砂利又は碎石をもって行い、残土等は、他人に迷惑を及ぼさないように処理すること。
- ※ 区画内については、各使用者による管理となっていますので、清掃や除草をしてください。また、ゴミステーションには、花がら以外捨てないでください。その他のごみ（例：お花の包み紙、缶・ビン・ペットボトル、花立や盆灯籠用のパイプ等）は、各自お持ち帰りください。
- ※ 墓地又は墓園の管理上必要があると認めるときは、上記以外の条件を付すことがあります。

高松市営墓地・墓地公園使用申込書（先着順）

年 月 日

（宛先） 高松市長

〒

申 込 者 住 所

ふ り が な
氏 名

電 話 ・ 自 宅
・ 携 帯

次のとおり、墓地・墓地公園の使用を申し込みます。

墓 地 名				
区 画 番 号				
死亡者 (焼骨)	ふ り が な 氏 名		申込者から 見た続柄	
	死 亡 日	年 月 日		
備考欄				